

あなたは
OK?

愛犬の散歩をするときの ルールとマナー

犬をリード(引き綱)で つながます

福岡県の条例により、犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や、小さな犬であっても「犬が苦手」、「犬が怖い」と思う人がいます。散歩の時は必ずリードをつけることはもちろん、犬のとっさの行動に対応できるよう、リードは短めに持ってお散歩することが大切です。



フンは必ず 持ち帰ります

フンの放置も条例で禁止されています。お散歩中にフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。



正しいしつけ をします

無駄吠えや犬同士のけんかなど、散歩中のトラブルを未然に防ぐために、きちんとしたしつけを行うことが大切です。



登録鑑札・狂犬病 予防注射済票を 首輪に装着します

- ① 登録(生涯1回)
- ② 狂犬病予防注射(毎年1回)
- ③ 鑑札・注射済票の首輪への装着

3つすべてが飼い主の義務です。(罰則:20万円以下の罰金)もしも愛犬が迷子になっても、鑑札と注射済票が着いていたなら、確実に飼い主の元に帰ることができます。



鑑札・済票の例



ルールとマナーを守って楽しいお散歩をしようね♪

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例(概要)

<第5条>

- 1 犬の飼い主は、飼い犬を常にけい留しておかなければならない。
- 2 犬の飼い主は、飼い犬が道路、公園、広場その他の公共の場においてふんを排泄した場合は、直ちにふんを除去しなければならない。



こんな時の対処法

知っていますか？



もしも、飼い犬が迷子になったら…



すぐに管轄の保健福祉(環境)事務所と警察署に連絡します

保護された犬の收容期間は7日です。この間に飼い主からの連絡がないと、譲渡先が見つかったほんの一部を除いて、殺処分となってしまいます。

「そのうち帰ってくるさ」とのんびり構えたり、探さないのは、飼い犬を殺すのと同じ行為です。

**首輪には必ず
鑑札と
注射済票を!**
飼い犬の大切な
迷子札になります。

← マイクロチップとの併用をお勧めしています

マイクロチップってなに？

15桁の数字のデータが入ったチップを獣医さんが注射器で埋め込みます。動物病院や保健福祉(環境)事務所等で読み取ることができるので、迷子や盗難防止になります。ぜったいに落とすことがないので安心!
詳しくは動物病院にご相談下さい。

CHECK!!

福岡県動物愛護センターホームページでは、写真付きで保健福祉(環境)事務所に收容された飼い主不明犬の情報提供を行っています。
<http://www.zaidan-fukuoka-douai.or.jp>



もしも、飼い犬が人を咬んでしまったら…



- ①まずは、ケガの手当など誠意をもって対応します。
- ②再発防止を図ります。
- ③事故の発生を管轄の保健福祉(環境)事務所に届けます。

福岡県動物の愛護及び管理に関する条例(概要)

〈第7条〉(事故届) 動物の飼い主は、動物が人に危害を加えたときは、直ちにその旨を届けなければならない。

犬の登録内容に変更があった場合(転居・犬の死亡など)は、お住まいの市町村へご連絡ください。

発行 福岡県保健医療介護部
保健衛生課

所在地 〒812-8577
福岡市博多区東公園7-7

〒811-3436 福岡県宗像市東郷 1-2-1
福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所
保健衛生課 生活衛生係
Tel 0940-36-6098